

第 8 次埼玉県保健医療計画に係る圏域別取組の策定について

- 本県の第 8 次計画では、以下の「4 つの基本理念」を設定している。
 - 1 ポストコロナにおける新興感染症発生・まん延時に向けた対策
 - 2 今後増大する多様な医療需要に対応できる医療従事者の確保
 - 3 安心と活気にあふれる高齢社会の実現に向けた健康づくりの推進
 - 4 誰もが安心して自分らしい暮らしができる、多様な方々が共生する社会の構築

- 第 8 次に係る「圏域別取組」は、上記の理念 1、3、4 に資する項目をそれぞれ 1 つ以上ずつ選定することとされている。

- 「4 つの基本理念」に該当していないものでも、地域の実情による選定は可能。

- 「合計で 4 項目以上」の選定が求められている。そのため、基本理念各 1 ～ 2 項目程度（及びその他、圏域として取り組むべきものがあればその項目）を選定することとなる。